

自転車及びバイク使用通学に関する規程

- 1 自転車及びバイクを使用して通学しようとする生徒は、所定の願を提出して校長の許可を受けなければならない。
- 2 1年次の生徒に対しては、原則としてバイク使用の通学を許可しない。
- 3 バイクは排気量 50cc 以下のもので、スクータータイプ（ギア付きでないもの）とし、ヘルメット（白、フルフェイス）の着用を許可の条件とする。また、必ず任意保険に加入すること。
- 4 自転車及びバイクは、原則として校内の所定の場所におき、鍵をかけ、荷物は教室へ持ち込むこと。
- 5 使用範囲（禁止地域）について
 - (1) 自転車通学禁止地域は、学校より 2 km 以内とする。
 - (2) バイク通学禁止地域は、学校より 6 km 以内とする。
- 6 通学路については特別の場合を除き、学校に届け出たものとする。
- 7 許可を得た自転車及びバイクは、学校所定のステッカーをつけること。
- 8 自転車及びバイクは、常に点検・整備の上、安全運転ができるようにしておく。
- 9 安全運転について
 - (1) 交通法規を遵守し、軽率な運転をしてはならない。
 - (2) 自転車、バイクいずれも二人乗りを禁止する。また、並進は絶対にしないこと。
 - (3) バイク通学者について、通学時は長袖・長ズボンを着用すること。
- 10 2、5に該当しても特別の理由で許可を願う場合は、その旨を書き添えて願い出ること。
- 11 上記の規程に違反し、また交通違反を重ねた者に対して使用を禁止する場合がある。